

浜松市都市経営諮問会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市都市経営諮問会議運営規程第6条第13項の規定に基づき、同規程第2条第2号の審議会(以下「審議会」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 審議会の傍聴席は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

対象者	傍聴席
一般	一般傍聴者席
報道関係者	報道関係者傍聴席

- 2 傍聴人の定員は、前項に規定する傍聴席の区分ごとにその都度設けるものとする。
- 3 審議会の傍聴は、傍聴席以外ではすることができない。

(傍聴の手續)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会を開催する会場の受付で傍聴する旨を告げるものとする。

- 2 市は、前項の傍聴する旨を告げた者に対し、傍聴券(様式第1号)を交付する。
- 3 市は、第1項の傍聴する旨を告げた者に対し、氏名を記入した傍聴申込書(様式第2号)(報道関係者については報道機関名を併記)の提出を求めることができる。
- 4 第1項の受付は、傍聴しようとする者について、先着順で受付を行う。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真・ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、写真・ビデオ等の撮影及び録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者はこの限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて市の指示に従わなければならない。

(報道のための傍聴の特例)

第8条 報道関係者が報道のために審議会を傍聴する場合には、第6条の規定は適用しない。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の傍聴に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

様式第 1 号

期日 平成 年 月 日

受付番号 _____

傍 聴 券

附属機関名：浜松市都市経営諮問会議

浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の附属機関の委員席に入らないこと。
- 2 附属機関の会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により附属機関の長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に附属機関の長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 附属機関の会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。
- 12 報道関係者については、1及び9の事項は適用しない。

様式第2号

期日 平成 年 月 日

傍 聴 申 込 書

附属機関名：浜松市都市経営諮問会議

傍聴者氏名：_____

(報道関係者の場合)

報道機関名：_____